

# 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成 26 年 5 月  
経済産業省製品安全課

## 1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した基準として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直しを行う。

## 2. 改正の内容

### (1) 技術基準の改正方針

国際規格（I E C 規格）に整合した J I S 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行基準を改正する。

### (2) 改正する基準の数： 9 基準

改正区分	基準数
採用済の I E C 規格に整合した暫定規格を、新たに制定された J I S に置き換えるもの	1
採用済の J I S を、より新しい版の I E C 規格に整合した J I S に置き換えるもの	6
未採用の I E C 規格に整合した J I S を、新たに採用するもの	2

## 3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：6 月開始予定（30 日間）

(2) 改正：7 月中旬予定

(3) 施行：10 月 1 日。ただし、施行から 3 年間は、なお置き換える前の J I S 規格又は別紙によることができるものとする。

## 技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60065 (H26)	JIS C 6065 (2013)	IEC 60065 第7版(2001) + Amd.1(2005) + Amd.2(2010)	オーディオ, ビデオ及び類似の電子機器 - 安全性要求事項	J60065 (H23)	JIS C 6065 (2007) + 追補1 (2009)
2	J60598-1 (H26)	JIS C 8105-1 (2010) + 追補1 (2013)	IEC 60598-1 第7版(2008)	照明器具 - 第1部: 安全性要求事項通則	J60598-1 (7 版 -H23)	JIS C 8105-1 (2010)
3	J60598-2-3 (H26)	JIS C 8105-2-3 (2011)	IEC 60598-2-3 第3版(2002) + Amd.1(2011)	照明器具 - 第2-3部: 道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	J60598-2-3 (H14)	別紙 119
4	J60598-2-11 (H26)	JIS C 8105-2-11 (2013)	IEC 60598-2-11 第2版(2005)	照明器具 - 第2-11部: 観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項	-	-
5	J60598-2-24 (H26)	JIS C 8105-2-24 (2013)	IEC 60598-2-24 第3版(2013)	照明器具 - 第2-24部: 表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項	-	-
6	J60670-1 (H26)	JIS C 8462-1 (2012)	IEC 60670-1 第1版(2002) + Amd.1(2011)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ - 第1部: 一般要求事項	J60670-1 (H20)	JIS C 8462-1 (2007)
7	J60974-6 (H26)	JIS C 9300-6 (2013)	IEC 60974-6 第2版(2010)	アーク溶接装置 - 第6部: 限定使用率アーク溶接装置	J60974-6 (H22)	JIS C 9300-6 (2006)
8	J61347-2-13 (H26)	JIS C 8147-2-13 (2014)	IEC 61347-2-13 第2版(2006)	ランプ制御装置 - 第2-13部: 直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項	J61347-2-13 (H21)	JIS C 8147-2-13 (2008)
9	J61386-1 (H26)	JIS C 8461-1 (2012)	IEC 61386-1 第2版(2008)	電線管システム 第1部: 通則	J61386-1 (H20)	JIS C 8461-1 (2005)

## 整合規格へ採用する JIS の概要

### 1 オーディオ、ビデオ関連

#### J60065 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 6065:2013 オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器 - 安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、主電源、電源装置、電池又は遠隔電力供給から給電するように設計し、かつ、オーディオ、ビデオ及び関連の信号を受信、発生、記録又は再生することを意図して設計した電子機器について規定する。
- ・電気用品名：テレビジョン受信機、ラジオ受信機、音響機器、電子楽器、電子応用遊戯器具他
- ・改正内容：引用規格をクラス 0I 機器の制限（国内電源事情に対応するためにクラス 0I 機器を認められたが、より安全性を考慮し、クラス 0I 機器に対する要求を強化）等を行った。

### 2 照明器具関連

#### J60598-1 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-1:2010+追補 1:2013 照明器具 - 第 1 部：安全性要求事項通則
- ・適用範囲：この規格は、電源電圧が 1000 V 以下の電気光源（白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED などの電子発光体）用の照明器具における、照明器具の分類、表示並びに機械的及び電気的構造に関する一般的要求事項について規定する。
- ・電気用品名：照明器具全般
- ・改正内容：用語及び定義の追加、非交換形光源又は使用者非交換形光源をもつ照明器具に対する表示の規定を行った等。

#### J60598-2-3 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-3:2011 照明器具 - 第 2 - 3 部：道路及び往路照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、電源電圧が 1000 V 以下の電気光源（白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED などの電子発光体）を用いた照明器具の一般的安全性の要求事項及び試験方法について規定する。
- ・電気用品名：照明器具全般
- ・改正内容：照明器具が 5 m を超える高さに設置される場合のガラスカバーについて、要求事項を追加した。（細い破片に破碎するガラスで構成する、強い衝撃に耐えられるガラスで構成する、割れた場合にガラス破片を保持するもので保護する。）

#### J60598-2-11 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-11:2013 照明器具 - 第 2 - 1 1 部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、電源電圧が 1 000 V 以下の電気光源（白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED などの電子発光体）を用いた家庭用の観賞魚用照明器具の要求事項について規定する。
- ・電気用品名：その他の白熱灯電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具
- ・改正内容：新設

#### J60598-2-24 (H26)

- ・採用する JIS : JIS C 8105-2-24:2013 照明器具 - 第 2 - 2 4 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項
- ・適用範囲：この規格は、熱の影響、燃焼及び材料の劣化がもたらすリスクのために、外面の温度を制限する必要があるが、雰囲気中での爆発のリスクは存在しないという状況で使用することを意図した照明器具の要求事項について規定する。
- ・電気用品名：その他の白熱灯器具、その他の放電灯器具

- ・ 改正内容：新設

#### **J61347-2-13 (H26)**

- ・ 採用する JIS：JIS C 8147-2-13:2014 ランプ制御装置 - 第 2 - 1 3 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
- ・ 適用範囲：この規格は、定格入力電圧が直流 250 V 以下、及び交流 1 000 V 以下の 50 Hz 又は 60 Hz の交流電源で使用し、出力電圧が直流又は電源周波数を含む交流である LED モジュール用制御装置の個別要求事項について規定する。
- ・ 電気用品名：直流電源装置
- ・ 改正内容：対応国際規格の第 2 版 (CDV 段階) の内容を先取りし、用語及び定義、一般要求事項、分類等の記載内容の変更等を行った。

### **3 電線管関連**

#### **J61386-1 (H26)**

- ・ 採用する JIS：JIS C 8461-1:2012 電線管システム 第 1 部：通則
- ・ 適用範囲：この規格は、交流 1 0 0 0 V 及びノ又は直流 1 5 0 0 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線及びノ又はケーブルを保護し、管理するための電線管及び電線管附属品を含む電線管システムの要求事項及び試験の共通的・一般的事項について規定する。
- ・ 電気用品名：金属製の電線管、一種金属製可撓電線管、二種金属製可撓、電線管、その他の金属製可撓電線管等
- ・ 改正内容：対応する国際規格の改正に合わせて、用語の定義、試験（圧縮試験、衝撃試験、引張試験）の記載内容の変更等を行った。

#### **J60670-1 (H26)**

- ・ 採用する JIS：JIS C 8462-1:2012 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ - 第 1 部：一般要求事項
- ・ 適用範囲：この規格は、屋内又は屋外用の家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備に用いる電気アクセサリ用で、定格電圧が交流 1 000 V、直流 1 500 V 以下のボックス、エンクロージャ及びエンクロージャの部分について規定する。
- ・ 電気用品名：金属製のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス合成樹脂製のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製の附属品、ケーブル配線用スイッチボックス
- ・ 改正内容：引用規格、用語及び定義の追加、寸法について J I S を適用可とした等。

### **4 アーク溶接機関連**

#### **J60974-6 (H26)**

- ・ 採用する JIS：JIS C 9300-6:2013 アーク溶接装置 - 第 6 部：限定使用率アーク溶接装置
- ・ 適用範囲：この規格は、非専門家が使用するために設計したアーク溶接及び切断電源、並びに補助装置の安全要求事項及び性能要求事項について規定する。
- ・ 電気用品名：アーク溶接機
- ・ 改正内容：規格名称の変更、用語及び定義の追加、適用範囲における商用低電圧配電システムの容量について、我が国における配電系統の実情に合わせて変更等を行った。